

深川市文化・スポーツ振興事業派遣助成金交付要綱

令和6年3月21日

(趣旨)

第1条 この要綱は、全国及び全道大会に出場する文化芸術及びスポーツを行う団体及び個人（以下「文化・スポーツ団体等」という。）に対する助成金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、市民（所属団体が市外の場合を除く。）又は市内の学校等に所属して大会に出場する者とする。

(助成対象大会)

第3条 助成の対象となる大会は、原則として地区予選のある全国又は全道大会であって、次の各号のいずれかに該当する大会とする。ただし、市内で開催する全国及び全道大会は対象外とする。

(1) 幼児・小学生・中学生が出場する全国・全道大会

(2) 高校生・大学生・社会人が出場する全国大会

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に助成する必要があると認める大会

(助成基準)

第4条 助成額等は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

2 助成対象となる人員は、原則として大会要項等で定める登録人員以内とする。

3 別に市費で助成等を行うものには助成しない。

4 同一の文化・スポーツ団体等に対する助成は、全国・全道大会それぞれ年度内1回を限度とする。ただし、全国大会に出場する市内の学校等に在学している者に対する助成回数については、この限りでない。

5 同一大会で団体及び個人の両方の部門に出場する者は、団体部門のみを助成対象とする。

(助成金の交付)

第5条 助成金の交付に係る手続きは、深川市補助金等交付要綱（昭和51年5月25日制定。以下「交付要綱」という。）によるものとする。

(助成金交付決定の取消し及び返還)

第6条 市長は、交付要綱第12条によるもののほか、交付決定の取消し又は助成金を返還させることが適当であると認めたときは、深川市文化・スポーツ振興事業派遣助成金交付決定（変更）・返還命令通知書（別記様式）により助成金交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部について返還を命ずるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分		大会の種類	助成額 (1名につき)	上限額		
幼児・小学生・ 中学生	団体	全国大会（道外開催）	30,000円	300,000円		
		全国大会（道内開催） 全道大会	5,000円	50,000円		
		個人	全国大会（道外開催）	30,000円	/	
	全国大会（道内開催） 全道大会		5,000円			
	高校生・大学生		団体	全国大会（道外開催）		30,000円
		全国大会（道内開催）		5,000円		50,000円
個人		全国大会（道外開催）	30,000円	/		
		全国大会（道内開催）	5,000円			
社会人		団体	全国大会（道外開催）		10,000円	100,000円
			全国大会（道内開催）		5,000円	50,000円
	個人	全国大会（道外開催）	10,000円		/	
		全国大会（道内開催）	5,000円			

備考

- 1 幼児とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 2 幼児・小学生・中学生の区分の対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校及び中学校に所属する者のほか、幼稚園、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の幼稚部・小学部・中学部に所属する者を含む。
- 3 高校生・大学生の区分の対象者は、学校教育法に規定する高等学校及び大学に所属する者のほか、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校に所属する者を含む。

別記様式（第6条関係）

深教生文 第 号
年 月 日

申請者 住所
氏名 様

深川市長

印

深川市文化・スポーツ振興事業派遣助成金
交付決定（変更）・返還命令 通知書

年 月 日申請のあった 派遣に対
する助成金について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 助成対象大会名

2 交付決定額 変更前決定額 円（深 第 号）
変更後決定額 円（深 第 号）
（変更する理由）下記事由の第 号に該当したため。
※第4号に該当する場合はその理由
（ ）

3 返還命令額 既交付済額 円
返還命令額 円
（変更する理由）下記事由の第 号に該当したため。
※第4号に該当する場合はその理由
（ ）
※ 年 月 日までに、別に指定する方法で返還すること。

4 その他 この決定に異議のある場合は、7日以内に文書にて担当へお問い合わせ
してください。

【交付決定額の変更・助成金返還命令の理由】

- (1) 助成金を他の用途に使用したため。
- (2) 助成金を受けることについて不正の行為があったため。
- (3) 助成金の交付の条件に違反したため。
- (4) その他助成金の交付決定を取り消す、又は返還することが適当であるため。